

参考資料

令和3年第3回三豊市議会定例会  
提出議案(条例関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第87号関係 (三豊市個人情報保護条例及び三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について)	1
・議案第88号関係 (三豊市手数料条例の一部改正について)	2
・議案第89号関係 (三豊市農村公園条例の一部改正について)	3

**【議案第87号関係】**

三豊市個人情報保護条例及び三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表(抄)

**【第1条関係】 三豊市個人情報保護条例(平成18年三豊市条例第12号) 一部改正**

改正後 (案)	現 行
<p>(保有個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 情報提供等記録 <b>内閣総理大臣</b>及び番号法<b>第19条第8号</b>に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)</p>	<p>(保有個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 情報提供等記録 <u>総務大臣</u>及び番号法<b>第19条第7号</b>に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)</p>

**【第2条関係】 三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年三豊市条例第35号) 一部改正**

改正後 (案)	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法<b>第19条第11号</b>に基づく特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法<b>第19条第11号</b>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法<b>第19条第10号</b>に基づく特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法<b>第19条第10号</b>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>

【議案第88号関係】

三豊市手数料条例(平成18年三豊市条例第71号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)				現 行			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
区分	手数料の名称等	手数料の額		区分	手数料の名称等	手数料の額	
略				略			
(削除)	住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき 300	住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき 300	
		住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき 300		住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき 300	
		除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき 300		除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき 300	
		住民票及び戸籍の附票の記載事項証明書の交付手数料	1通につき 300		住民票及び戸籍の附票の記載事項証明書の交付手数料	1通につき 300	
		除票記載事項証明書及び戸籍の附票の除票に記載した事項等に関する証明書の交付手数料	1通につき 300		除票記載事項証明書及び戸籍の附票の除票に記載した事項等に関する証明書の交付手数料	1通につき 300	
				個人番号	個人番号カードの再交付手数料(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)	1件につき 800	
略				略			

【議案第89号関係】

三豊市農村公園条例(平成18年三豊市条例第160号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
三豊市高瀬町黒島公園 <b>(削除)</b>	三豊市高瀬町佐股甲3357番地1	三豊市高瀬町黒島公園	三豊市高瀬町佐股甲3357番地1
		<u>三豊市高瀬町羽方公園</u>	<u>三豊市高瀬町佐股乙483番地4</u>
略		略	